

令和 8 年かすみがうら市議会第 3 回定例会
市長提出議案集

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 8 号	令和 7 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金 不足比率について		1
		令和 7 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書		2～7
2.	報告第 9 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉		8～9
3.	報告第 10 号	専決処分事項の報告について 〈霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負 契約の変更〉		10～11
4.	議案第 49 号	かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正す る条例の制定について		12
5.	議案第 50 号	かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制 定について		13
6.	議案第 51 号	かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制 定について		14～16
7.	議案第 52 号	かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定に ついて		17～18
8.	議案第 53 号	令和 8 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）		19～33
9.	議案第 54 号	令和 8 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 1 号）		34～40
10.	議案第 55 号	令和 8 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）		41～47

11. 議案第 56 号	令和 8 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	48～53
12. 議案第 57 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について	54
13. 議案第 58 号	令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	55
14. 議案第 59 号	令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	56
15. 議案第 60 号	令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	57
	令和 7 年度かすみがうら市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書	58～73
16. 議案第 61 号	令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について	74
17. 議案第 62 号	令和 7 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について	75
	令和 7 年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書	76～84
18. 議案第 63 号	石岡地方斎場組合規約の変更について	85～89
19. 議案第 64 号	湖北環境衛生組合の解散について	90
20. 議案第 65 号	湖北環境衛生組合の解散に伴う財産処分について	91～93

(参考資料)

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表		94～102
・ かすみがうら市特別職報酬等審議会条例 新旧対照表		(94)
・ かすみがうら市監査委員条例 新旧対照表		(94)
・ かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表		(95～96)
かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表		(95～96)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(附則第 2 項関係)		(96)
・ かすみがうら市印鑑条例 新旧対照表		(96～97)
・ 石岡地方斎場組合同規約 新旧対照表		(97～102)

報告第8号

令和7年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

かすみがうら市長 金子 敏 明

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.07)	— (18.07)	8.4 (25.0)	30.3 (350.0)

※ 表中の括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準である。

※ 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

2 資金不足比率 (単位：%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

※ かすみがうら市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

※ 表中の資金不足比率における「—」の記号は、資金不足額となっていないことを表示している。

令和 7 年度

かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

令和 8 年 8 月 1 7 日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 58 号
令和 8 年 8 月 17 日

かすみがうら市長 金 子 敏 明 様

かすみがうら市監査委員	都 賀 重 信
かすみがうら市監査委員	茅 場 武 史
かすみがうら市監査委員	岡 崎 勉

令和 7 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和7年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第2 審査の対象

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率

3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合して作成されているかを主眼とした。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか確認するとともに、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和8年8月5日

場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室

第6 審査の結果

1 健全化判断比率審査

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(%)

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.07
② 連結実質赤字比率	—	—	18.07
③ 実質公債費比率	8.4	8.5	25.0
④ 将来負担比率	30.3	47.4	350.0

* 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」表示

① 実質赤字比率

令和7年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため△7.53%（令和6年度△6.31%）となっており、早期健全化基準の13.07%と比較すると、これを下回っている。

② 連結実質赤字比率

令和7年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため△17.85%（令和6年度△16.73%）となっており、早期健全化基準の18.07%と比較すると、これを下回っている。

③ 実質公債費比率

令和7年度の実質公債費比率は8.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の8.5%と比較すると0.1ポイント改善している。

④ 将来負担比率

令和7年度の将来負担比率は、30.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の47.4%と比較すると17.1ポイント減少している。

2 資金不足比率審査（公営企業）

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

令和7年度の水道事業会計並びに下水道事業会計の資金不足比率は、下記のとおり資金不足額もなく、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。

記

(%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和7年度	令和6年度	
水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	20.0

*資金不足額がないため「—」表示

第7 審査意見

令和7年度かすみがうら市健全化判断比率における4指標及び資金不足比率は基準をクリアしているものの、近年の国・県の平均値に対比すると良好とは言えない。特に、実質公債費比率や将来負担比率については行財政運営に課題が残るものとなっている。

本市の財政を取り巻く環境は、健全化判断比率をはじめ財政分析結果等を勘案すると、総合的に見て依然として厳しい環境下にある。

今後とも、各指標の推移には十分留意のうえ、中長期的財政見通しに基づく財政指標の数値基準や取り組み事項を定める等の目標を設定するとともに、内部統制の実効性を高め、ガバナンスの一層の強化を図りながら、将来を見据えた持続可能な行財政運営に努められたい。

※健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} \\ (\text{3 か年平均}) \end{aligned} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元} \\ &\text{利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財} \\ &\text{政需要額算入額}) \end{aligned}}$$

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} \end{aligned} = \frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\ &\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準} \\ &\text{財政需要額算入額}) \end{aligned}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

報告第 9 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年７月３０日

かすみがうら市長 金子 敏 明

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- １ 事故発生日 令和８年６月５日（金）
- ２ 事故発生場所 かすみがうら市宍倉４２５８番２付近
- ３ 相手方 （住所）XXXXXXXXXX
（氏名）XXXXXXXXXX
- ４ 事故の概要 市が管理する市道０１１１号線、宍倉４２５８番２付近において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。
- ５ 損害賠償額と和解の内容
 - （１）過失割合 かすみがうら市 ３０％
相手方 ７０％
 - （２）損害賠償額 かすみがうら市 ２５，４２７円
相手方 ５９，３２８円
 - （３）市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

かすみがうら市長 金子 敏 明

専 決 処 分 書

霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約の変更について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年8月17日

かすみがうら市長 金子 敏 明

霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約の変更
について

霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事にかかる請負の変更契約を、
次のとおり締結する。

- | | | | |
|---|----------|--|----|
| 1 | 工 事 名 | 霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事 | |
| 2 | 工 事 場 所 | かすみがうら市 深谷 地内 | |
| 3 | 変更前の契約金額 | 394,900,000円 | |
| 4 | 今回変更契約額 | 3,289,000円 | 増額 |
| 5 | 変更後の契約金額 | 398,189,000円 | |
| 6 | 契約の相手方 | 茨城県龍ヶ崎市馴馬町2846番地1
常磐建設 株式会社
代表取締役 佐々木 孝夫 | |

議案第 49 号

かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
かすみがうら市特別職報酬等審議会条例（平成 17 年かすみがうら市条例第
155 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

審議会は、委員 8 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうち
から市長が委嘱する。

- (1) 市内に存する公共的団体等の代表者
- (2) 市民
- (3) 識見を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

かすみがうら市長 金子敏明

かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例

かすみがうら市監査委員条例（平成17年かすみがうら市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第195条第2項ただし書、」及び「監査委員の定数その他」を削る。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り上げ、第7条の2を第7条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例

かすみがうら市行政組織条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「部」の次に「（市長公室を含む。以下同じ。）」を加え、同条第 1 号を次のように改める。

（１） 市長公室

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（２） 総務部

第 3 条第 1 号を次のように改める。

（１） 市長公室

ア 秘書に関すること。

イ 職員の人事及び厚生に関すること。

ウ 市政の総合企画及び総合調整に関すること。

エ 広域行政に関すること。

オ 広報に関すること。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総務部

ア 議会及び一般行政に関すること。

イ 文書に関すること。

ウ 統計に関すること。

エ 公有財産に関すること。

オ 庁舎に関すること。

カ 予算その他財政に関すること。

キ 行政改革に関すること。

ク 契約及び工事検査に関すること。

ケ 情報政策に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

7 級	部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 会計管理者の職務 次長の職務 事務所長の職務
-----	--

	教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務
--	-----------------------------

」を

「

7 級	市長公室長及び部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 次長の職務 事務所長の職務 教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務
-----	--

」に

改める。

議案第 52 号

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金子 敏 明

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例

かすみがうら市印鑑条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第 22 条第 7 項（同法第 22 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記載されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第 35 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

令和 8 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 287,962 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,957,995 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金子 敏 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		3,484,925	52,316	3,537,241
	1 国 庫 負 担 金	2,455,245	7,325	2,462,570
	2 国 庫 補 助 金	1,018,511	44,991	1,063,502
16 県 支 出 金		1,534,481	4,542	1,539,023
	1 県 負 担 金	922,995	3,662	926,657
	2 県 補 助 金	403,028	880	403,908
20 繰 越 金		26,742	91,804	118,546
	1 繰 越 金	26,742	91,804	118,546
22 市 債		1,868,000	139,300	2,007,300
	1 市 債	1,868,000	139,300	2,007,300
歳 入 合 計		20,670,033	287,962	20,957,995

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,984,506	11,549	2,996,055
	1 総務管理費	2,548,290	11,549	2,559,839
3 民生費		7,588,211	38,561	7,626,772
	1 社会福祉費	4,055,151	308	4,055,459
	2 児童福祉費	2,777,799	38,253	2,816,052
4 衛生費		1,132,426	27,712	1,160,138
	1 保健衛生費	1,132,426	27,712	1,160,138
5 農林水産業費		623,933	1,320	625,253
	1 農業費	593,638	1,320	594,958
7 土木費		1,679,768	71,000	1,750,768
	2 道路橋梁費	943,409	71,000	1,014,409
8 消防費		1,840,740	137,820	1,978,560
	1 消防費	1,840,740	137,820	1,978,560
歳出合計		20,670,033	287,962	20,957,995

第 2 表 継 続 費 補 正

1 変 更

(単位 千円)

一般会計	款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
補 正 前	8 消防費	1 消防費	消防庁舎整備事業	1, 9 8 4, 4 6 9	令和8年度	7 9 3, 7 8 8
					令和9年度	1, 1 9 0, 6 8 1
補 正 後	8 消防費	1 消防費	消防庁舎整備事業	2, 2 9 7, 5 0 5	令和8年度	9 1 9, 0 0 2
					令和9年度	9 1 9, 0 0 2
					令和10年度	4 5 9, 5 0 1

第 3 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋梁費	(仮称) 千代田 P A スマート I C 関連事業に要する経費	1 2 0 , 0 0 0
合 計			1 2 0 , 0 0 0

第 4 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
企業版ふるさと納税マッチング支援 手数料	令和8年度から令和9年度	1 2, 3 2 0
スクールバス運行業務	令和8年度から令和9年度	2 9 0, 9 5 0

第 5 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民間認定こども園整備事業債	49,800	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	53,600	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
市道整備事業債	333,500				349,100			
消防庁舎移転事業債	776,700				895,600			
牛渡地内県単急傾斜地崩壊対策事業債	5,000				6,000			
合 計	1,165,000				1,304,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,990,225	0	5,990,225
2 地 方 譲 与 税	238,120	0	238,120
3 利 子 割 交 付 金	13,715	0	13,715
4 配 当 割 交 付 金	50,608	0	50,608
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	62,987	0	62,987
6 法 人 事 業 税 交 付 金	104,328	0	104,328
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,115,320	0	1,115,320
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	105,000	0	105,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	663	0	663
10 地 方 特 例 交 付 金	66,515	0	66,515
11 地 方 交 付 税	4,150,000	0	4,150,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0	4,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	25,058	0	25,058
14 使 用 料 及 び 手 数 料	50,622	0	50,622
15 国 庫 支 出 金	3,484,925	52,316	3,537,241
16 県 支 出 金	1,534,481	4,542	1,539,023
17 財 産 収 入	31,199	0	31,199
18 寄 附 金	420,001	0	420,001
19 繰 入 金	1,097,297	0	1,097,297
20 繰 越 金	26,742	91,804	118,546
21 諸 収 入	230,227	0	230,227

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1, 868, 000	139, 300	2, 007, 300
歳 入 合 計	20, 670, 033	287, 962	20, 957, 995

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	151,034	0	151,034					
2 総 務 費	2,984,506	11,549	2,996,055				11,549	
3 民 生 費	7,588,211	38,561	7,626,772	19,887	3,800		14,874	
4 衛 生 費	1,132,426	27,712	1,160,138	18,591			9,121	
5 農 林 水 産 業 費	623,933	1,320	625,253	880			440	
6 商 工 費	619,859	0	619,859					
7 土 木 費	1,679,768	71,000	1,750,768	17,500	15,600		37,900	
8 消 防 費	1,840,740	137,820	1,978,560		119,900		17,920	
9 教 育 費	2,035,074	0	2,035,074					
10 災 害 復 旧 費	2	0	2					
11 公 債 費	1,984,480	0	1,984,480					
12 予 備 費	30,000	0	30,000					
歳 出 合 計	20,670,033	287,962	20,957,995	56,858	139,300		91,804	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民 生 費 国 庫 負 担 金	2,455,245	7,325	2,462,570	2 児童福祉費負担金	7,325	子どものための教育・保育給付費負担金
計	2,455,245	7,325	2,462,570			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総 務 費 国 庫 補 助 金	260,070	18,591	278,661	1 総 務 費 補 助 金	18,591	重点支援地方交付金
2 民 生 費 国 庫 補 助 金	239,513	8,900	248,413	2 児童福祉費補助金	8,900	就学前教育・保育施設整備交付金
6 土 木 費 国 庫 補 助 金	173,851	17,500	191,351	1 土木費国庫補助金	17,500	I Cアクセス道路補助金
計	1,018,511	44,991	1,063,502			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民 生 費 県 負 担 金	922,995	3,662	926,657	2 児童福祉費負担金	3,662	子どものための教育・保育給付費負担金
計	922,995	3,662	926,657			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

4 農 林 水 産 業 費 県 補 助 金	39,971	880	40,851	1 農 業 費 補 助 金	880	儲かる産地支援事業費補助金
計	403,028	880	403,908			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	26,742	91,804	118,546	1 繰 越 金	91,804	前年度繰越金
計	26,742	91,804	118,546			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

2 民 生 債	53,000	3,800	56,800	2 認定こども園整備事業債	3,800	民間認定こども園整備事業債
4 土 木 債	376,300	15,600	391,900	1 道路整備事業債	15,600	市道整備事業債
5 消 防 債	887,700	119,900	1,007,600	2 消防施設整備事業債	118,900	消防庁舎移転事業債
				3 自然災害防止事業債	1,000	牛渡地内県単急傾斜地崩壊対策事業債
計	1,868,000	139,300	2,007,300			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6 企 画 費	23,405	1,297	24,702				1,297	12 委託料	358	01 企画調整事業 1,297
								22 償還金、利子及び割引料	939	0101 企画調整に要する経費 1,297
										12 サイン修正業務委託 358
										22 国庫補助金等返還金 939
9 地域振興費	417,262	10,252	427,514				10,252	14 工事請負費	10,252	04 コミュニティ施設管理事業 10,252
										0404 コミュニティステーション管理に要する経費 10,252
										14 志士庫コミュニティステーション受電設備工事 10,252
計	2,548,290	11,549	2,559,839				11,549			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

4 介護保険費	635, 629	308	635, 937				308	27 繰出金	308	01 介護保険事業 308
										0102 介護保険特別会計繰出に要する経費 308
										27 介護保険特別会計繰出金 308
計	4, 055, 151	308	4, 055, 459				308			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3 保育所費	198, 103	9, 892	207, 995				9, 892	1 報 酬	5, 918	02 保育所維持管理事業 9, 892
								3 職 員 手当等	2, 519	0202 わかぐり保育所管理運営に要する経費 9, 892
								4 共済費	1, 301	1 会計年度任用職員（保育士等）報酬 5, 918
								8 旅 費	154	3 会計年度任用職員期末手当 1, 353
										3 会計年度任用職員勤勉手当 1, 166
										4 会計年度任用職員厚生年金保険料 709
										4 会計年度任用職員雇用保険料 112
										4 会計年度任用職員共済短期給付負担金 480
										8 会計年度任用職員費用弁償 154
4 児童福祉施設費	1, 460, 634	28, 361	1, 488, 995	19, 887	3, 800		4, 674	18 負担金、補助及び交付金	13, 710	01 児童福祉施設維持管理事業 28, 361
										0102 認定こども園等に要する経費 13, 350
										18 就学前教育・保育施設整備交付金 13, 350
								19 扶助費	14, 651	0103 家庭的保育等に要する経費 15, 011
										18 保育緊急対策事業補助金 360

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(4 児童福祉施設費)										19 民間地域型保育（市内）給付費 12,040 19 民間地域型保育（広域）給付費 2,611
計	2,777,799	38,253	2,816,052	19,887	3,800		14,566			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

6 保健衛生対策費	270,409	27,712	298,121	18,591			9,121	18 負担金、補助及び交付金	27,712	01 上水道企業補助事業 27,712 0101 上水道企業補助に要する経費 27,712 18 上水道事業補助金 27,712
計	1,132,426	27,712	1,160,138	18,591			9,121			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	59,320	1,320	60,640	880			440	18 負担金、補助及び交付金	1,320	01 農業振興事業 1,320 0102 園芸振興に要する経費 1,320 18 儲かる産地支援事業費補助金 1,320
計	593,638	1,320	594,958	880			440			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	297,182	36,000	333,182				36,000	10 需用費	15,000	01 道路維持管理事業 36,000 0101 道路維持管理に要する経費 36,000 10 修繕料 15,000 12 道路維持補修作業委託 3,000 12 道路路側草刈り委託 18,000
								12 委託料	21,000	
2 道路橋梁新設改良費	646,227	35,000	681,227	17,500	15,600		1,900	14 工事請負費	35,000	01 市道整備事業 35,000 0102 (仮称)千代田P Aスマート I C関連事業に要する経費 35,000 14 道路改良工事 35,000
計	943,409	71,000	1,014,409	17,500	15,600		37,900			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	1,661,834	135,959	1,797,793		118,900		17,059	10 需用費	1,685	02 常備消防事業 135,959 0201 常備消防に要する経費 135,959 10 修繕料 1,685 14 防火水槽解体工事 5,960 14 消防庁舎（消防本部・西消防署）整備工事 75,772
								14 工事請負費	132,060	
								17 備品購入費	2,214	

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(1 常備消防費)										14 消防庁舎（東消防署）整備工事 50,328 17 消防用備品 2,214
2 非 常 備 消 防 費	136,365	861	137,226				861	10 需用費	861	01 消防団運営事業 861 0101 消防団運営に要する経費 861 10 修繕料 861
3 災害対策費	42,541	1,000	43,541		1,000			18 負担金、補助及び交付金	1,000	02 防災・災害対策事業 1,000 0201 災害対策に要する経費 1,000 18 茨城県単急傾斜地崩壊対策事業負担金 1,000
計	1,840,740	137,820	1,978,560		119,900		17,920			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補正後	長 等	3		23,780	7,825 (3.50)	4,002	35,607	6,801	42,408
	議 員	16	54,044		17,650 (3.50)		71,694	13,065	84,759
	その他の特別職	1,346	66,021				66,021	510	66,531
	計	1,365	120,065	23,780	25,475	4,002	173,322	20,376	193,698
補正前	長 等	3		23,780	7,825 (3.50)	4,002	35,607	6,801	42,408
	議 員	16	54,044		17,650 (3.50)		71,694	12,857	84,551
	その他の特別職	1,346	66,021				66,021	510	66,531
	計	1,365	120,065	23,780	25,475	4,002	173,322	20,168	193,490
比 較	長 等								
	議 員							208	208
	その他の特別職								
	計							208	208

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	360 (18) 【 143】	【 241,831】	1,503,397	1,175,958 【 84,364】	2,679,355 【 326,195】	498,064 【 48,931】	3,177,419 【 375,126】
補正前	360 (18) 【 139】	【 235,913】	1,503,397	1,175,958 【 81,845】	2,679,355 【 317,758】	498,064 【 47,630】	3,177,419 【 365,388】
比 較	【4】	【5,918】		【2,519】	【8,437】	【 1,301】	【9,738】

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	45,222	351,821	294,831	16,077	25,361	87,249	4,063	50,384
	補正前	45,222	351,821	294,831	16,077	25,361	87,249	4,063	50,384
	比 較								
	区 分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	1,157	27,250	6,351	197,090	3,809	65,293		
	補正前	1,157	27,250	6,351	197,090	3,809	65,293		
	比 較								

議案第54号

令和8年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和8年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,094千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,279,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月1日提出

かすみがうら市長 金子敏明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸 収 入		1,001	2,094	3,095
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,000	2,094	3,094
歳 入 合 計		1,277,800	2,094	1,279,894

歳 出

(単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
3 諸	支 出 金		1,001	2,094	3,095
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,000	2,094	3,094
歳 出 合 計			1,277,800	2,094	1,279,894

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	690,152	0	690,152
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	586,645	0	586,645
4 繰越金	1	0	1
5 諸収入	1,001	2,094	3,095
歳入合計	1,277,800	2,094	1,279,894

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	5,642	0	5,642				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,270,157	0	1,270,157				
3 諸 支 出 金	1,001	2,094	3,095			2,094	
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	1,277,800	2,094	1,279,894			2,094	

2歳入

(款) 5 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1保険料還付金	1,000	2,094	3,094	1保険料還付金	2,094	保険料還付金
計	1,000	2,094	3,094			

3 歳 出
(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 保 険 料 還 付 金	1, 000	2, 094	3, 094			2, 094		22 償還金 、 利子 及 び 割引料	2, 094	01 保険料還付に要する経費 0101 保険料還付に要する経費 22 保険料還付金	2, 094 2, 094 2, 094
計	1, 000	2, 094	3, 094			2, 094					

議案第 5 5 号

令和 8 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 1 8 0, 1 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰 入 金		624,763	308	625,071
	1 一 般 会 計 繰 入 金	624,762	308	625,070
8 繰 越 金		1,000	1,642	2,642
	1 繰 越 金	1,000	1,642	2,642
歳 入 合 計		4,178,200	1,950	4,180,150

歳 出

(単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1 総	務 費		78,560	308	78,868
		1 総 務 管 理 費	47,595	308	47,903
6 諸	支 出 金		2,002	1,642	3,644
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,000	1,642	3,642
歳 出 合 計			4,178,200	1,950	4,180,150

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	896,418	0	896,418
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 国庫支出金	838,609	0	838,609
4 支払基金交付金	1,063,413	0	1,063,413
5 県支出金	593,955	0	593,955
6 財産収入	259	0	259
7 繰入金	624,763	308	625,071
8 繰越金	1,000	1,642	2,642
9 諸収入	13,374	0	13,374
10 市債	146,408	0	146,408
歳入合計	4,178,200	1,950	4,180,150

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	78,560	308	78,868				308
2 保 険 給 付 費	3,909,889	0	3,909,889				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	177,489	0	177,489				
5 基 金 積 立 金	259	0	259				
6 諸 支 出 金	2,002	1,642	3,644				1,642
7 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	4,178,200	1,950	4,180,150				1,950

2歳入

(款) 7繰入金

(項) 1一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5その他一般会計繰入金	76,864	308	77,172	2事務費繰入金	308	事務費繰入金
計	624,762	308	625,070			

(款) 8繰越金

(項) 1繰越金

1繰越金	1,000	1,642	2,642	1繰越金	1,642	前年度繰越金
計	1,000	1,642	2,642			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	47, 595	308	47, 903				308	12 委託料	308	02 一般管理に要する経費 308 0201 一般管理に要する経費 308 12 介護保険システム改修委託 220 12 介護事業所台帳管理委託 88
計	47, 595	308	47, 903				308			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償 還 金	0	1, 642	1, 642				1, 642	22 償還金、利子及び割引料	1, 642	01 国庫支出金等返還に要する経費 0101 国庫支出金等返還に要する経費 22 国庫支出金等返還金
計	2, 000	1, 642	3, 642				1, 642			1, 642 1, 642 1, 642

議案第 5 6 号

令和 8 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算書第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款	水道事業収益	9 8 7， 3 6 5 千円	5 0 5 千円	9 8 7， 8 7 0 千円
第 1 項	営業収益	7 8 6， 6 0 3 千円	△ 2 7， 2 0 7 千円	7 5 9， 3 9 6 千円
第 2 項	営業外収益	2 0 0， 7 6 0 千円	2 7， 7 1 2 千円	2 2 8， 4 7 2 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費	1, 1 3 2, 7 1 1 千円	5 0 5 千円	1, 1 3 3, 2 1 6 千円
第1項 営業費用	1, 0 3 5, 3 5 7 千円	5 0 5 千円	1, 0 3 5, 8 6 2 千円

令和8年9月1日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

令和8年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業 収益			987,365	505	987,870	
	1. 営業収益		786,603	△27,207	759,396	
		1. 給水収益	724,209	△27,207	697,002	
	2. 営業外 収益		200,760	27,712	228,472	
		1. 他会計補助金	136,089	27,712	163,801	

令和 8 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

収益的収入

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 水道事業			987,365	505	987,870			
収益	1. 営業収益		786,603	△27,207	759,396			
		1. 給水収益	724,209	△27,207	697,002			
						1. 水道料金	△27,207	水道基本料金 1 か月分の減免による 水道料金の減額
	2. 営業外 収益		200,760	27,712	228,472			
		1. 他会計 補助金	136,089	27,712	163,801			
						1. 一般会計 補助金	27,712	水道基本料金 1 か月分の減免等による 一般会計補助金の増額

令和8年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費			1,132,711	505	1,133,216	
	1. 営業費用		1,035,357	505	1,035,862	
		4. 総係費	150,965	505	151,470	

令和 8 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 水 道 事業費			1, 132, 711	505	1, 133, 216			
	1. 営業費用		1, 035, 357	505	1, 035, 862			
		4. 総係費	150, 965	505	151, 470			
						16. 委託料	505	水道基本料金減免に係るシステム改修に要する費用

議案第 57 号

令和 7 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

議案第 58 号

令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

議案第 59 号

令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、監査委
員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

議案第 6 0 号

令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

令和 7 年度

かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

令和 8 年 8 月 1 7 日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 56 号
令和 8 年 8 月 17 日

かすみがうら市長 金 子 敏 明 様

かすみがうら市監査委員	都 賀 重 信
かすみがうら市監査委員	茅 場 武 史
かすみがうら市監査委員	岡 崎 勉

令和 7 年度かすみがうら市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
並びに基金の運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された令和 7 年度かすみがうら市各会計(一般会計・3 特別会計)歳入歳出決算及び関係書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和 7 年度かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

第 1 審査の種類

地方自治法第 233 条第 2 項に基づく決算審査及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づく基金運用状況審査

第 2 審査の対象

令和 7 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算

令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度かすみがうら市各基金の運用状況を示す書類

令和 7 年度かすみがうら市決算付属書類

第 3 審査の着眼点

- 1 収入済額は予算現額と比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて著しい増減はないか。その理由は何か。
- 2 収入済額は調定額と比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて収入率が著しく低下しているものはないか。
その理由は何か。
- 3 収入未済、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。
- 4 予算額と比べて多額の不用額を生じているものはないか。その理由は何か。
- 5 予備費充当又は流用増減額の理由及び手続は適正であるか。
- 6 補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。
また、実績報告又は精算報告は確実に行われているか。
- 7 繰越明許費の繰越、事故繰越等の理由及び手続は適正か。
- 8 財産の異動増減の理由及び処理は適切か。また、現在高は正確か。
- 9 遊休施設はないか。また、活用計画は策定されているか。
- 10 基金の運用状況に関する調書の計数は基金台帳、整理簿等と一致しているか。

- 11 基金は設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。
- 12 過去の決算審査で監査委員が指摘した意見が是正されているか。
- 13 定期監査や、例月現金出納検査等で指摘した事項について、必要な改善措置が行われたか。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和7年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、収入支出事務の適法性、適確性の検証を行い、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的かつ効果的に行われているか、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和8年6月1日から令和8年8月17日まで
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室

第6 審査の結果

審査に付された令和7年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、関係法令の規定に準拠して調製されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算計数に誤りがないものと認められた。

予算の執行状況、財産の管理など財務に関する事務の執行は、一部において改善を要するものはあるものの、おおむね所期の目的に従って執行されているものと認められた。

基金については、基金条例に基づきその目的に従って運用及び管理されており、その計数は正確であると認められた。

なお、改善を要するものについては、審査意見を遵守し、持続可能な行財政運営の推進に向けて業務遂行に努められたい。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第7 決算の概要

1 決算の総括

(1) 決算規模

令和7年度における一般会計と特別会計の歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	20,427,150,000	19,862,032,311	18,917,016,625	945,015,686
特別会計	9,270,272,000	9,123,542,744	9,003,747,876	119,794,868
合 計	29,697,422,000	28,985,575,055	27,920,764,501	1,064,810,554

(2) 決算収支内訳

各会計別の決算収支状況の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分		歳 入 ①	歳 出 ②	形式収支 ③ (①－②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③－④)
一般会計		19,862,032,311	18,917,016,625	945,015,686	51,753,820	893,261,866
特別会計	国民健康 保険	3,940,104,389	3,932,653,034	7,451,355	0	7,451,355
	後期高齢者 医療	1,252,759,887	1,220,547,369	32,212,518	0	32,212,518
	介護保険	3,930,678,468	3,850,547,473	80,130,995	0	80,130,995
合 計		28,985,575,055	27,920,764,501	1,064,810,554	51,753,820	1,013,056,734

形式収支額は10億6,481万554円、このうち翌年度へ繰越すべき財源5,175万3,820円を差し引いた実質収支額は10億1,305万6,734円となっている。

(3) 予算の執行状況

歳入の執行状況は、次表のとおりである。

【歳 入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
一般会計	20,427,150,000	20,091,468,074	19,862,032,311	97.2%	98.9%
国民健康 保険	3,997,433,000	4,125,149,145	3,940,104,389	98.6%	95.5%
後期高齢者 医療	1,226,773,000	1,256,999,006	1,252,759,887	102.1%	99.7%
介護保険	4,046,066,000	3,953,512,028	3,930,678,468	97.1%	99.4%
合 計	29,697,422,000	29,427,128,253	28,985,575,055	97.6%	98.5%

歳入決算額は289億8,557万5,055円で、予算現額296億9,742万2,000円に対する収入割合は97.6%となっている。また、調定額294億2,712万8,253円に対する収入割合は98.5%となっている。

不納欠損額及び収入未済額については、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額	収入未済額	収入率 ②/①
一般会計	20,091,468,074	19,862,032,311	21,212,935	208,222,828	98.9%
国民健康 保険	4,125,149,145	3,940,104,389	25,760,009	159,284,747	95.5%
後期高齢者 医療	1,256,999,006	1,252,759,887	861,150	3,377,969	99.7%
介護保険	3,953,512,028	3,930,678,468	5,508,240	17,325,320	99.4%
合 計	29,427,128,253	28,985,575,055	53,342,334	388,210,864	98.5%

調定額は294億2,712万8,253円で、収入済額は289億8,557万5,055円であり、不納欠損額は5,334万2,334円、収入未済額は3億8,821万864円であった。

不納欠損及び収入未済があった科目の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
一般会計	市民税	2,896,480,597	2,794,974,089	10,069,482	91,437,026
	固定資産税	2,876,378,700	2,781,784,555	9,150,247	85,443,898
	軽自動車税	171,696,911	158,884,300	1,927,206	10,885,405
	老人福祉費 負担金	4,873,500	4,860,000	0	13,500
	児童福祉費 負担金	62,746,300	61,393,000	66,000	1,287,300
	雑 入	279,328,970	260,173,271	0	19,155,699
会計小計				21,212,935	208,222,828
国民健康保険 特別会計	国民健康 保険税	1,006,752,542	823,305,840	25,760,009	157,686,693
	雑 入	14,611,069	13,013,015	0	1,598,054
会計小計				25,760,009	159,284,747
後期高齢者 医療特別会計	後期高齢者 医療保険料	618,674,849	614,435,730	861,150	3,377,969
会計小計				861,150	3,377,969
介護保険 特別会計	介護保険料	924,433,060	902,436,900	5,508,240	16,487,920
	雑 入	12,628,154	11,790,754	0	837,400
会計小計				5,508,240	17,325,320
合 計				53,342,334	388,210,864

不納欠損額は5,334万2,334円で、主なものは、市民税1,006万9,482円、固定資産税915万247円、国民健康保険税2,576万9円、介護保険料550万8,240円などである。

収入未済額は3億8,821万864円で、主なものは、市民税9,143万

7,026 円、固定資産税 8,544 万 3,898 円、国民健康保険税 1 億 5,768 万 6,693 円などである。

歳出の執行状況は、次表のとおりである。

【歳 出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
一般会計	20,427,150,000	18,917,016,625	751,547,000	758,586,375	92.6%
国民健康保険 特別会計	3,997,433,000	3,932,653,034	0	64,779,966	98.4%
後期高齢者 医療特別会計	1,226,773,000	1,220,547,369	0	6,225,631	99.5%
介護保険 特別会計	4,046,066,000	3,850,547,473	0	195,518,527	95.2%
合 計	29,697,422,000	27,920,764,501	751,547,000	1,025,110,499	94.0%

歳出決算額は 279 億 2,076 万 4,501 円で、予算現額 296 億 9,742 万 2,000 円に対する執行率は 94.0%となっている。

翌年度への繰越額は 7 億 5,154 万 7,000 円で、不用額は 10 億 2,511 万 499 円となっている。

2 各会計の歳入歳出決算の状況

令和7年度の各会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計は、歳入決算額 198 億 6,203 万 2,311 円で調定額に対する収入率は 98.9%となっている。歳出決算額は 189 億 1,701 万 6,625 円で、予算額に対する執行率は 92.6%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）9 億 4,501 万 5,686 円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 5,175 万 3,820 円を控除した実質収支額は 8 億 9,326 万 1,866 円となっている。

現年度課税分の税の収納率は、個人市民税 98.4%、法人市民税 100.1%、固定資産税 98.7%、軽自動車税 97.5%となっており、滞納繰越分の収納率は、個人市民税 32.3%、法人市民税 51.4%、固定資産税 33.2%、軽自動車税 23.0%となっている。

また、令和7年度において、個人市民税 982 万 6,982 円、法人市民税 24 万 2,500 円、固定資産税 915 万 247 円、軽自動車税 192 万 7,206 円の不納欠損処分が行なわれている。

(2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計の歳入決算額は、一般会計からの繰入金 2 億 8,517 万 2,036 円及び基金繰入金 2,800 万円を含めた 39 億 4,010 万 4,389 円で、調定額に対する収入率は 95.5%となっている。歳出決算額は 39 億 3,265 万 3,034 円で、予算額に対する執行率は 98.4%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 745 万 1,355 円となっている。

現年度課税分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 93.3%、後期高齢者支援金分 93.1%、介護納付金分 89.7%となっており、滞納繰越分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 23.0%、後期高齢者支援金分 24.1%、介護納付金分 27.8%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 0%、後期高齢者支援金分 0%、介護納付金分 0%となっている。

なお、令和7年度において、一般被保険者国民健康保険税 2,576 万 9 円の不納欠損処分が行なわれている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は、一般会計からの繰入金 5 億 7,616 万 5,547 円を含めた 12 億 5,275 万 9,887 円で、調定額に対する収入率は 99.7%となっている。歳出決算額 12 億 2,054 万 7,369 円で予算額に

対する執行率は 99.5%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 3,221 万 2,518 円となっている。

なお、令和 7 年度において、86 万 1,150 円の不納欠損処分が行なわれている。

（４）介護保険特別会計

介護保険特別会計の歳入決算額は、一般会計からの繰入金 6 億 238 万 4,000 円を含めた 39 億 3,067 万 8,468 円で、調定額に対する収入率は 99.4%となっている。歳出決算額は 38 億 5,054 万 7,473 円で、予算額に対する執行率は 95.2%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 8,013 万 995 円となっている。

なお、令和 7 年度において、550 万 8,240 円の不納欠損処分が行なわれている。

3 財政分析の結果

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が 1.00 に近くあるいは 1.00 を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

本市の状況は、令和 7 年度 0.57、令和 6 年度 0.57、令和 5 年度 0.57、令和 4 年度 0.59、令和 3 年度 0.59 と、ほぼ横ばいの状況である。

(2) 経常一般財源等比率

収入の安定性と財政上の自立性を判断するために用いられるもので、この数値が 100% を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示すものである。令和 7 年度は 103.1% で、前年度の 101.8% と比べ、1.3% 増加している。

(3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、一般的に 80% を超える場合には弾力性を失いつつあるとされている。

令和 7 年度は 87.8% で、前年度の 87.7% に比べ、0.1% 増加している。

また、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合は 87.8% で、前年度の 87.3% と比べ、0.5% 増加している。

(4) 実質収支比率

財政運営の健全性を示す指標であり、実質収支の標準財政規模に対する比率が、おおむね標準財政規模の 3% ～ 5% 程度が望ましいといわれている。

令和 7 年度は 7.5% で、前年度の 6.3% と比べ、1.2% 増加している。

第8 財産に関する調書

1 土地、建物等

公有財産の土地は、農村環境改善センターの譲渡などにより 5,447 m²減少し、令和7年度末現在高は 1,432,139 m²となっている。

うち山林は、963 m²減少し、令和7年度末現在高は 79,456 m²となっている。

建物の延床面積は、農村環境改善センターの譲渡などにより 1,199 m²減少し、令和7年度末現在高は 128,722 m²となっている。

2 出資による権利

出資金は、茨城県信用保証協会に対する寄託金が 30 万円増加している一方、社会福祉法人茨城県社会福祉事業団に対する出資終了に伴い 23 万円減少したことにより、令和7年度末現在高は 8,772 万 7,000 円となっている。

3 物品

物品（車両）は、購入による 3 台の増、廃車による 6 台の減により、令和7年度末現在高は 143 台となっている。

4 基金

基金は、財政調整基金など 15 の基金がある。年度内に財政調整基金など 9 つの基金で 5 億 176 万 5,049 円増加している一方、地域振興基金など 6 つの基金で 3 億 483 万 8,449 円減少したことにより、令和7年度末の現在高は 59 億 8,604 万 3,508 円となっている。

第9 審査意見

決算審査を通した意見、指摘事項は次のとおり。

1 財政状況について

令和7年度の決算状況をみると、財政運営の健全化を示す実質収支比率は7.5%である。また、健全化判断比率の指標である実質赤字比率は△7.5%（対前年度比1.2%減）と早期健全化基準の13.1%を下回っており、連結実質赤字比率についても△17.9%（対前年度比1.2%減）と早期健全化基準の18.1%を下回っている。実質公債費比率については8.4%（対前年度比0.1%減）であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。将来負担比率についても、30.3%（対前年度比17.1%減）と早期健全化基準の350%を下回っており、財政の健全性は保たれている。

財政構造の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比べて0.1%増加し87.8%となっている。経常収支比率が80%を超えると財政構造の弾力性を欠いているとされ、行政需要の変化に適切に対応することが困難になるとされていることから、今後も可能な限り経常的経費の支出削減に努めるとともに、政策的経費については中長期計画に基づいた事業の展開を図られたい。

2 財源の確保

(1) 収入未済額の縮減

収入未済額は、一般会計で2億822万2,828円（対前年度比2.5%減）、特別会計で1億7,998万8,036円（対前年度比0.8%減）となっている。

一般会計のうち収入未済額の主なものは、市民税9,143万7,026円、固定資産税8,544万3,898円となっている。特別会計のうち収入未済額の主なものは、国民健康保険税で1億5,768万6,693円となっている。

市税・国民健康保険税の収入未済額については、さまざまな手法によって鋭意努力していることは認められるものの、依然として多額である。

厳しい財政状況の中、収入未済額の縮減は喫緊の課題である。今後とも安定的な自主財源の確保及び市民負担の公平性を維持するため、積極的かつ全庁的な収納対策のもと適正な債権回収を図り、収入未済額の一層の縮減に努められたい。

(2) 不納欠損処分 of 厳正な取り扱い

不納欠損額については、一般会計で 2,121 万 2,935 円、特別会計で 3,212 万 9,399 円となっている。

一般会計の主なものは、個人市民税 982 万 6,982 円（対前年度比 54.9%増）、固定資産税 915 万 247 円（対前年度比 60.9%増）、特別会計の主なものは、国民健康保険税 2,576 万 9 円（対前年度比 93.3%増）、介護保険料 550 万 8,240 円（対前年度比 34.2%減）などとなっている。

消滅時効の縮減に向けた取組や滞納処分の執行停止を適正に処理し、今後とも慎重かつ厳正な対応に努められたい。

(3) 予算の適正執行

ア 予算及び事業の適正執行

予算の執行については、概ね法令等に基づいた適正な事務処理に努められていると認められる。

なお、令和 8 年度への繰越額を見ると一般会計繰越明許費で 7 億 185 万 2,000 円が繰り越されている。今後とも、安易な繰り越しが生じないよう効率的な予算執行に努められたい。

イ 不用額について

一般会計・特別会計を合わせた不用額は、10 億 2,511 万 499 円（対前年度比 10.3%増）となっている。

不用額発生の要因としては、執行段階で経費の節減によるもの、契約における差金、見積もりの過大などが考えられるが、今後とも計画する事業費の適確な把握に努めるとともに、契約により多額の差金が生じた場合は、速やかに予算を補正するなどの措置により、会計年度独立の原則に則り、限りある予算の有効活用に努められたい。

ウ 財源の有効活用

普通会計における実質収支の額は、おおむね標準財政規模の 3%～5%程度が望ましいといわれている。令和 7 年度の実質収支比率は 7.5%と、前年度より 1.2%増加している。実質収支額は、8 億 9,326 万 1,866 円（前年度 7 億 3,655 万 6,352 円、前々年度 6 億 9,929

万 8,469 円) と極めて高い額となっている。

それは、結果として、その額相当分が当該年度の財源として十分に活用されていなかったと言える。

常に、歳入歳出予算の執行状況の把握に努め、大幅な歳入増や多額の不用額が生じた場合は、補正措置するとともに新たな行政需要への対応等財源の有効活用に努められたい。

(4) 補助金等について

各種補助金の交付決定及び実績の確認については、適宜見直しを図りつつ、引き続き市補助金等交付規則等関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

(5) 基金の管理運用について

基金については、その設置目的に従って管理運用されており、関係法令等に基づいて適切に管理されていると認められた。今後とも適正かつ効率的な運用に努められたい。

(6) 新たな財源の確保に向けて

持続可能なまちづくりのためには、ふるさと納税制度の活用や定住促進・企業誘致等、収入源の多様化・拡充により、新たな財源を確保し、財政構造の弾力性の確保に努められたい。

第 10 章 むすび

令和 5 年 12 月 22 日に、国立社会保障・人口問題研究所から、日本の地域別将来推計人口が公表された。この推計によれば、本市の人口は、2050 年に 2 万 7,514 人となり、2020 年(令和 2 年)から 30 年間で 31.4% 減少すると推計されている。特に 0 歳から 14 歳は 2020 年の半数以下に、また、高齢化率(総人口に占める 65 歳以上の割合)は、31.9%から 43.9% となり、人口減少と少子高齢化が進展する推計結果となっている。子どもが減り、高齢者が増えることによる将来にわたる急激な人口減少は、社会全体に影響を及ぼすことになる。現役世代が支える年金・医療・介護といった社会保障の根本が揺らぎかねない事態になることが懸念されており、経常経費に大きく占める福祉関係経費、耐用年数を過ぎ老朽

化した公共施設等の維持管理費の支出も、今後さらに増加傾向となることは避けられない状況にある。本市においても、こうした事態を念頭に置いて、中長期的展望に立脚した将来像を想定し、計画的にまちづくりを展開していくことが求められている。

そうした中、今般の令和7年度かすみがうら市健全化判断比率における4指標及び資金不足比率については、現時点では基準をクリアしているものの、近年の国・県の平均値と比較すると良好とはいえない。また、財政力指数、経常収支比率及び実質公債費比率については、今後とも行財政運営の引き締め強化を必要とする課題が残るものとなっており、総合的に見て依然として厳しい行財政状況下にある。

以上の状況を鑑み、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するためには、「入るを量りて出ずるを為す」を基本として、無駄や無理のない行政運営のもと、最少の経費で最大の効果を上げる施策に基づく業務の遂行に徹するとともに、組織運営の透明性及び実効性を高めるため、ガバナンスの一層の強化を図る必要がある。

企業が成長し続けるためには、社会経済状況の変化に応じた中長期的展望に立脚した独自の成長戦略が必要であるのと同様に、本市においても、本市独自の魅力とポテンシャルを活かした中長期的財政見通しに基づいて計画を策定し、施策の選択と集中により、市長が掲げる「活力とあたたかさあふれる市政」の実現のため、市執行部一丸となってより一層の業務遂行に努められたい。

議案第 6 1 号

令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

議案第 6 2 号

令和 7 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度かすみがうら市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

令和 7 年度

かすみがうら市公営企業会計
決算審査意見書

令和 8 年 8 月 1 7 日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 57 号
令和 8 年 8 月 17 日

かすみがうら市長 金 子 敏 明 様

かすみがうら市監査委員	都 賀 重 信
かすみがうら市監査委員	茅 場 武 史
かすみがうら市監査委員	岡 崎 勉

令和 7 年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計及び令和 7 年度かすみがうら市下水道事業会計の決算報告書並びに関係書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和7年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書

第1 審査の種類

地方公営企業法第30条第2項に基づく決算審査

第2 審査の対象

令和7年度かすみがうら市水道事業会計決算

令和7年度かすみがうら市下水道事業会計決算

第3 審査の着眼点

- 1 収益、費用の計上漏れ又は過剰計上はないか。
- 2 収益に対応する費用は計上されているか。
- 3 勘定科目の区分は適正か。
- 4 経常損益と特別損益の区分は適正か。
- 5 営業損益と営業外損益の区分は適正か。
- 6 利益剰余金と資本剰余金とを混同しているものはないか。
- 7 未払金は発生事実に基づき適正に計上されているか。
- 8 経営活動は、合理的かつ能率的に行われているか。
- 9 過去の決算審査で監査委員が指摘した意見が是正されているか。
- 10 定期監査や、例月現金出納検査等で指摘した事項について、必要な改善措置が行われたか。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和7年度かすみがうら市水道事業会計並びに令和7年度下水道事業会計の決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、注記表につき、会計帳簿、証拠書類と照合し、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、水道事業会計並びに下水道事業会計の財政状況及び経営成績が、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従い適正に処理されているか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和8年6月1日から令和8年8月17日まで

場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室

第6 審査の結果

審査に付された令和7年度かすみがうら市水道事業会計並びに令和7年度かすみがうら市下水道事業会計の決算書類等は、関係法令に準拠して調製されており、会計処理が適正に行われているものと認められた。

※以下本文中の注記事項

- ・金額は原則として消費税抜きの金額を記載した。
- ・比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第7 審査の概要

1 水道事業会計

(1) 業務状況について

区 分	単位	令和5年度	令和6年度		令和7年度	
		実績	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	40,173	39,639	△534	39,242	△397
年度末給水人口	人	37,699	37,269	△430	37,067	△202
普及率	%	93.8	94.0	0.2	94.5	0.5
年間総配水量	m ³	4,299,334	4,258,345	△40,989	4,212,689	△45,656
年間総有収水量	m ³	3,683,561	3,635,955	△47,606	3,600,597	△35,358
有収率	%	85.7	85.4	△0.3	85.5	0.1
一日一人平均給水量	ℓ	267	267	0	266	△1

令和7年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和7年度末の普及状況は、給水人口 37,067 人、普及率 94.5% となっている。

令和6年度との比較においては、給水人口は202人減少しているものの、普及率 0.5%の増となっている。

年間総配水量は 4,212,689 m³ となっており 45,656 m³ (△1.1%) の減、年間総有収水量は 3,600,597 m³ となっており 35,358 m³ (△1.0%) の減、有収率は 85.5% となり 0.1% の増となっている。

(2) 経営状況について

収益的収入及び支出における水道事業収益は9億6,659万8,194円で、前年度の9億8,423万2,483円と比較して1,763万4,289円の減となった。

水道事業費（支出）は9億7,613万5,778円で、前年度の9億7,806万3,437円と比較すると192万7,659円の減となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の水道事業収益については、営業収益8億7,360万727円、営業外収益9,299万7,467円となっている。

事業収益の根幹をなす営業収益は、水道事業収益の90.4%を占めている。その中で最も主要な給水収益は8億87万1,554円で、前年度の8億562万183円と比較すると474万8,629円、0.6%の減となっている。

次に、水道事業費は営業費用（支出）が9億3,805万3,367円で前年度の9億3,986万2,841円と比較すると180万9,474円の減となった。その主な要因は、総係費、資産減耗費等が増加したものの、原水及び浄水費、配水及び給水費が減少したことによる。

営業外費用は3,798万1,411円となっており、前年度の3,819万1,566円と比較すると21万155円の減となった。その要因は、支払利息が減少したことによる。

以上のことにより、令和7年度は純損失953万7,584円となり、前年度の純利益616万9,046円と比較すると1,570万6,630円の減となった。

また、令和7年度も水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金2,500万円（対前年度比増減なし）を受け全額企業債利息の償還に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が1億320万円で、支出は4億3,707万4,275円である。収入は企業債である。支出は、建設改良費が1億3,299万4,474円と企業債償還金3億407万9,801円である。資本的収入（税込）が資本的支出（税込）に対し不足する額3億4,186万2,774円（税込）は、消費税資本的収支調整額及び過年度並びに当年度損益勘定留保資金で補填している。

（3）キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入（キャッシュ・フロー）を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは3億3,537万2,565円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは1億2,652万1,142円のマイナスである。また、財務活動によるキャッシュ・フローは2億87万9,801円のマイナスである。

また、令和7年度末の資金残高は6億8,079万6,862円となり、前年度末時点の6億7,282万5,240円より797万1,622円の増となった。

業務活動によるキャッシュ・フローがプラスで、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動で得た資金で、投資活動や企業債の償還などの財務活動を行っていることが分かる。

2 下水道事業会計

(1) 業務状況について

区 分	単位	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 7 年度	
		実績	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	40,173	39,639	△534	39,242	△397
処理区域内人口	人	33,015	32,627	△388	32,383	△244
水洗化人口	人	30,931	30,623	△308	30,397	△226
普及率	%	82.2	82.3	0.1	82.5	0.2
水洗化率	%	93.7	93.9	0.2	93.8	△0.1
年間総排水量	m ³	3,302,532	3,319,927	17,395	3,338,775	18,848
年間総有収水量	m ³	2,946,479	2,923,770	△22,709	2,882,381	△41,389
有収率	%	89.2	88.1	△1.1	86.3	△1.7

令和 7 年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和 7 年度末の普及状況は、水洗化人口 30,397 人、水洗化率は 93.8%となっている。

令和 6 年度との比較においては、水洗化人口は 226 人減少したものの、水洗化率はほぼ同率となっている。

年間総排水量は 3,338,775 m³となっており 18,848 m³の増、年間総有収水量は 2,882,381 m³となっており 41,389 m³の減、有収率は 86.3%となり 1.7%の減となっている。

(2) 経営状況について

収益的収入及び支出における下水道事業収益は 12 億 3,615 万 9,542 円で、前年度の 12 億 9,046 万 4,431 円と比較し、5,430 万 4,889 円の減となった。

下水道事業費用(支出)は 11 億 9,456 万 4,783 円で、前年度の 12 億 3,119 万 9,806 円と比較すると 3,663 万 5,023 円の減となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の下水道事業収益については、営業収益 3 億 8,473 万 3,629 円、営業外収益 8 億 5,142 万 5,913 円となっている。

次に、下水道事業費用(支出)は営業費用が 10 億 9,798 万 3,795 円で、前年度の 10 億 9,257 万 415 円と比較すると 541 万 3,380 円の増となった。その主な要因は、管渠費や雨水排水費等が減少したものの、農業集落排水処理施設費や総係費等が増加したことによる。

営業外費用は 9,658 万 988 円となり、前年度の 1 億 3,862 万 9,391 円と比較すると 4,204 万 8,403 円の減となった。その要因は、支払利息や消費

税及び地方消費税等が減少したことによる。

以上のことにより、令和7年度の純利益は4,159万4,759円となり、前年度の5,926万4,625円と比較すると1,766万9,866円の減となった。

また、下水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金4億5,520万3,000円を受け全額減価償却費に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が5億930万8,470円で、支出は7億9,789万7,909円である。収入は、企業債、負担金及び分担金、他会計補助金、国庫補助金である。支出は、建設改良費1億2,355万2,258円と企業債償還金6億7,434万5,651円である。資本的収入（税込）が資本的支出（税込）に対し不足する額2億9,957万6,257円（税込）は、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填している。

（3）キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入（キャッシュ・フロー）を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは3億5,642万5,758円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは1,270万9,276円のマイナスである。財務活動によるキャッシュ・フローは2億9,924万5,651円のマイナスである。

このことにより、令和7年度末の資金残高は、5億3,632万8,243円となり、前年度の4億9,185万7,412円より4,447万831円の増となった。

業務活動によるキャッシュ・フローがプラスで、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動で得た資金で、投資活動や企業債の償還などの財務活動を行っていることが分かる。

第8 むすび

本市の水道事業は、人口減少等に伴う料金収入の減少と、設備の老朽化及び耐震化に伴う更新投資の増加が課題となっている。給水普及率も 94.0%に達しており、有収率の向上に努める以外に歳入増を見込むことが困難な状況にある。中長期計画に基づき、耐用年数に応じた健全で着実な設備の更新に努めるとともに、漏水率の低減と給水率のさらなる向上を図られたい。

下水道事業については、農業集落排水を含む下水道への接続率を高める対策を計画的に推進し、未収金の縮減及び水洗化率の向上に努められたい。

一般会計から水道事業は 2,500 万円、下水道事業は 4 億 5 千万円超の補助金を受けており、依然として厳しい経営状況にあるため、今後は料金改定も視野に入れた事業を展開し、経営の健全化に向けた経営基盤の確立を図られたい。両事業ともに、事業のDX化・広域化推進による業務の効率化にも引き続き取り組まれたい。

議案第 6 3 号

石岡地方斎場組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、石岡地方斎場組合規約（昭和 5 0 年地指令第 6 1 8 号）を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

別紙

ひたち野広域事務組合規約

石岡地方斎場組合規約（昭和 50 年地指令第 618 号）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（組合の名称）

第 1 条 この組合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の規定による一部事務組合とし、ひたち野広域事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、次に掲げる市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

- (1) 石岡市
- (2) 小美玉市
- (3) かすみがうら市

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。ただし、第 1 号に掲げる事務について、かすみがうら市においては、旧千代田町の区域（平成 17 年 3 月 27 日現在の千代田町の区域をいう。）を対象とし、第 2 号に掲げる事務について、小美玉市においては、旧玉里村及び旧小川町の区域（平成 18 年 3 月 26 日現在の玉里村及び小川町の区域をいう。）を対象とする。

- (1) 斎場（火葬場、待合棟及び式場）の設置及び管理に関すること。
- (2) し尿処理施設の設置及び管理に関すること。

（組合事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、石岡市東府中 25 番 1 号に置く。

第 2 章 組合の議会

（組合の議会の組織）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 26 人とし、関係市のそれぞれの定数は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 石岡市 | 13 人 |
| (2) 小美玉市 | 7 人 |
| (3) かすみがうら市 | 6 人 |

(組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係市の議会において、当該関係市の議会の議員のうちから選挙する。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期とする。ただし、当該関係市の議会の議員の職を失ったときは、同時に組合議員の職を失う。

(組合議員の補充)

第8条 組合議員に欠員を生じたときは、関係市において、速やかに、補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の補欠選挙による組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第9条 組合議員は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第10条 組合に管理者1人及び副管理者3人以内を置く。

2 管理者は、関係市の長が互選により決める。

3 副管理者は、関係市の長（管理者である者を除く。）をもって充て、及び管理者の属する市の副市長（当該市の副市長が2名以上置かれる場合にあっては、当該市の副市長のうち管理者が選任する者。）をもって充てることができる。

4 管理者は、組合の事務を総理し、これを代表する。

5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は欠けたときは、管理者があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代理する。

6 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長及び副市長の任期とする。ただし、当該関係市の長及び副市長の職を失ったときは、同時に管理者及び副管理者の職を失う。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者1名を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。ただし、管理者が欠けたとき又は管理者の職務を代理する者が置かれたときは、後任の管理者が定まるまで

の間、従前の管理者が属していた市の会計管理者がその職務を行う。

- 3 会計管理者は、組合の出納その他会計事務をつかさどる。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2名を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議員の中から組合議員の同意を得て選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員の任期とする。

(職員)

第13条 組合に職員を置き、管理者が任免する。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、関係市の分賦金、使用料その他収入をもって充てる。

- 2 前項の関係市の分賦金の割合は、別表に定めるところによる。
- 3 分賦金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(財産の帰属)

- 2 湖北環境衛生組合の解散に伴う財産は、施行日に石岡地方斎場組合からひたち野広域事務組合に名称変更される組織（以下「新組合」という。）に帰属させるものとする。

(事務の承継)

- 3 新組合は、令和9年3月31日（以下「施行日の前日」という。）をもって解散する湖北環境衛生組合の事務を承継する。

(経過措置)

- 4 施行日の前日において、湖北環境衛生組合及び石岡地方斎場組合の組合議員である者は、引き続き新組合の組合議員とみなして、この規約を適用する。
- 5 施行日の前日において、石岡地方斎場組合の管理者及び副管理者である者は、引き続き新組合の管理者及び副管理者とみなして、この規約を適用する。
- 6 施行日の前日において、湖北環境衛生組合及び石岡地方斎場組合の職員であった者は、この規約の施行日から新組合の職員となるものとする。

別表（第 14 条関係）

経費区分		負担する市名	負担割合
議会費 総務費 公債費 予備費		し尿処理施設に係る経費	石岡市 小美玉市 かすみがうら市
		均等割 10% 投入割 90%	
		斎場に係る経費	石岡市 小美玉市 かすみがうら市
		均等割 10% 人口割 90%（かすみがうら市の人口割は、旧千代田町の区域の人口割とする。）	
衛生費	斎場費	組合職員に係る経費	石岡市
		斎場に係る経費のうち火葬場、待合棟及び屋外に係る経費。ただし、火葬場、待合棟及び式場に共通して係る経費は、床面積の比率により按分し、算出した額とする。	小美玉市 かすみがうら市
		均等割 10% 人口割 90%（かすみがうら市の人口割は、旧千代田町の区域の人口割とする。）	
		斎場に係る経費のうち式場に 係る経費。ただし、火葬場、 待合棟及び式場に共通して係 る経費は、床面積の比率によ り按分し、算出した額とす る。	石岡市 小美玉市
		均等割 10% 人口割 90%	
	清掃費	し尿処理施設に係る経費	石岡市 小美玉市 かすみがうら市
		均等割 10% 投入割 90%	

議案第 6 4 号

湖北環境衛生組合の解散について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条の規定により、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって湖北環境衛生組合を解散することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

議案第 6 5 号

湖北環境衛生組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって湖北環境衛生組合を解散することに伴い、同組合の財産処分を別紙のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

別紙

次に掲げる湖北環境衛生組合の財産を全て令和9年4月1日に石岡地方斎場組合からひたち野広域事務組合に名称変更される組織に帰属させるものとする。

1 歳計現金（令和9年3月31日残高）

2 土地 合計16,116.00㎡

所 在	登記簿面積
石岡市東府中13706番 2	6,131.00㎡
石岡市東府中13750番 1	375.00㎡
石岡市東府中13751番	1,409.00㎡
石岡市東府中13752番 2	2,471.00㎡
石岡市東府中13752番 8	826.00㎡
石岡市東府中13755番 1	1,267.00㎡
石岡市東府中13756番	1,081.00㎡
石岡市東府中13757番	2,556.00㎡

3 建物 3,325.66㎡

建物の名称	延床面積
石岡クリーンセンター	3,264.83㎡
車庫	60.83㎡

4 構築物

構築物の名称	数量
石岡クリーンセンター水処理施設機械設備	一式
連絡歩廊	一式

5 物品

物品の名称	数量
小型貨物自動車（トヨタ プロボックス）	1 台
小型乗用自動車（スズキ スイフト）	1 台
事務用パソコン	3 台
ダストボックス	1 台
吸光光度計	1 台
酸素・硫化水素濃度計	1 台
赤外線水分計	2 台
P h イオンメーター	1 台

6 上記以外の物品

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市特別職報酬等審議会条例 新旧対照表

改正前	改正後
(委員) 第3条 <u>審議会は、委員8人以内をもって組織し、その委員は、かすみがうら市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。</u>	(委員) 第3条 <u>審議会は、委員8人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u> (1) <u>市内に存する公共的団体等の代表者</u> (2) <u>市民</u> (3) <u>識見を有する者</u>
2 (略)	2 (略)
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

かすみがうら市監査委員条例 新旧対照表

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <u>第195条第2項ただし書、</u> 第200条第2項及び第202条の規定に基づき、 <u>監査委員の定数その他</u> 監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。
<u>(定数)</u> 第2条 <u>本市の監査委員の定数は、3人とする。</u>	
第3条～第7条 (略)	第2条～第6条 (略)
第7条の2 (略)	第7条 (略)
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表

改正前	改正後
(部の設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 <u>(1) 総務企画部</u> <u>(2)～(5)</u> (略)	(部の設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部<u>(市長公室を含む。以下同じ。)</u>を置く。 <u>(1) 市長公室</u> <u>(2) 総務部</u> <u>(3)～(6)</u> (略)
(部の事務分掌) 第3条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。 <u>(1) 総務企画部</u> <u>ア 秘書に関すること。</u> <u>イ 職員の人事及び厚生に関すること。</u> <u>ウ 予算その他財政に関すること。</u> <u>エ 行政改革に関すること。</u> <u>オ 市政の総合企画及び総合調整に関すること。</u> <u>カ 広域行政に関すること。</u> <u>キ 情報政策に関すること。</u> <u>ク 広報に関すること。</u> <u>ケ 公有財産に関すること。</u> <u>コ 庁舎に関すること。</u> <u>サ 議会及び一般行政に関すること。</u> <u>シ 文書に関すること。</u> <u>ス 統計に関すること。</u>	(部の事務分掌) 第3条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。 <u>(1) 市長公室</u> <u>ア 秘書に関すること。</u> <u>イ 職員の人事及び厚生に関すること。</u> <u>ウ 市政の総合企画及び総合調整に関すること。</u> <u>エ 広域行政に関すること。</u> <u>オ 広報に関すること。</u> <u>(2) 総務部</u> <u>ア 議会及び一般行政に関すること。</u> <u>イ 文書に関すること。</u> <u>ウ 統計に関すること。</u> <u>エ 公有財産に関すること。</u> <u>オ 庁舎に関すること。</u>

	<u>カ 予算その他財政に関すること。</u> <u>キ 行政改革に関すること。</u> <u>ク 契約及び工事検査に関すること。</u> <u>ケ 情報政策に関すること。</u>
<u>(2)～(5)</u> (略)	<u>(3)～(6)</u> (略)

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(附則第2項関係)

改正前	改正後												
別表第1(第4条関係)	別表第1(第4条関係)												
1 行政職給料表級別職務分類表	1 行政職給料表級別職務分類表												
<table border="1"> <tr> <th>職務の級</th><th>職務の内容</th></tr> <tr> <td>7級</td><td> 部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 <u>会計管理者の職務</u> 次長の職務 (略) </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	職務の級	職務の内容	7級	部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 <u>会計管理者の職務</u> 次長の職務 (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th>職務の級</th><th>職務の内容</th></tr> <tr> <td>7級</td><td> <u>市長公室長及び</u>部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 次長の職務 (略) </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	職務の級	職務の内容	7級	<u>市長公室長及び</u> 部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 次長の職務 (略)	(略)	(略)
職務の級	職務の内容												
7級	部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 <u>会計管理者の職務</u> 次長の職務 (略)												
(略)	(略)												
職務の級	職務の内容												
7級	<u>市長公室長及び</u> 部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 次長の職務 (略)												
(略)	(略)												
2 (略)	2 (略)												

かすみがうら市印鑑条例 新旧対照表

改正前	改正後
(多機能端末又は申請補助端末機による印鑑登録証明書の交付)	(多機能端末又は申請補助端末機による印鑑登録証明書の交付)
第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用することにより、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。)又は申請補助端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑	第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、 <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書(これらのうち、電子署</u>

登録証明書等の申請の手続及び申請を受領する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付を受けることができる。	<u>名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。)</u>第22条第7項(同法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により同法第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記載されたものに限る。)又は<u>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</u>を利用することにより、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。)又は申請補助端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等の申請の手続及び申請を受領する機能を有するものをいう。))で印鑑登録証明書の交付を受けることができる。
	附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

石岡地方斎場組合理約 新旧対照表

改正前	改正後
<u>石岡地方斎場組合理約</u>	<u>ひたち野広域事務組合理約</u>
<u>第1章 総則</u>	<u>第1章 総則</u>
<u>(組合の名称)</u> <u>第1条 この組合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の規定による一部事務組合とし、石岡地方斎場組合(以下「組合」という。)</u>という。	<u>(組合の名称)</u> <u>第1条 この組合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の規定による一部事務組合とし、ひたち野広域事務組合(以下「組合」という。)</u>という。

<u>(組合を組織する地方公共団体)</u> <u>第2条 この組合は、次に掲げる市(以下「関係市」という。)をもって組織する。</u> (1) <u>石岡市</u> (2) <u>かすみがうら市</u> (3) <u>小美玉市</u>	<u>(組合を組織する地方公共団体)</u> <u>第2条 組合は、次に掲げる市(以下「関係市」という。)をもって組織する。</u> (1) <u>石岡市</u> (2) <u>小美玉市</u> (3) <u>かすみがうら市</u>
<u>(組合の共同処理する事務)</u> <u>第3条 この組合は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第7項に定める火葬場の設置及び管理等に関する事務を共同処理するものとする。</u> <u>2 前項に掲げる事務のうち、かすみがうら市に係るものについては、旧千代田町の区域(平成17年3月27日現在の千代田町の区域をいう。)を対象とする。</u>	<u>(組合の共同処理する事務)</u> <u>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。ただし、第1号に掲げる事務について、かすみがうら市においては、旧千代田町の区域(平成17年3月27日現在の千代田町の区域をいう。)を対象とし、第2号に掲げる事務について、小美玉市においては、旧玉里村及び旧小川町の区域(平成18年3月26日現在の玉里村及び小川町の区域をいう。)を対象とする。</u> (1) <u>斎場(火葬場、待合棟及び式場)の設置及び管理に関すること。</u> (2) <u>し尿処理施設の設置及び管理に関すること。</u>
<u>(組合事務所の位置)</u> <u>第4条 この組合の事務所は、石岡市染谷1749番地におく。</u>	<u>(組合事務所の位置)</u> <u>第4条 組合の事務所は、石岡市東府中25番1号に置く。</u>
<u>第2章 組合の議会</u>	<u>第2章 組合の議会</u>
<u>(組合議会の組織)</u> <u>第5条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は12人とし、関係市のそれぞれの定数は次のとおりとする。</u> (1) <u>石岡市 6人</u> (2) <u>かすみがうら市 2人</u> (3) <u>小美玉市 4人</u>	<u>(組合の議会の組織)</u> <u>第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は26人とし、関係市のそれぞれの定数は、次に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>石岡市 13人</u> (2) <u>小美玉市 7人</u> (3) <u>かすみがうら市 6人</u>

<u>(組合議員の選挙)</u> <u>第6条 組合議員は、関係市の議会において当該議員のうちから選挙する。</u>	<u>(組合議員の選挙)</u> <u>第6条 組合議員は、関係市の議会において、当該関係市の議会の議員のうちから選挙する。</u>
<u>(組合議員の任期)</u> <u>第7条 組合議員の任期は、関係市議会議員の任期とする。</u> <u>2 組合議員は、当該市議会議員の職を失ったときは、その資格を失う。</u>	<u>(組合議員の任期)</u> <u>第7条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期とする。ただし、当該関係市の議会の議員の職を失ったときは、同時に組合議員の職を失う。</u>
<u>(組合議員の補充)</u> <u>第8条 組合議員に欠員を生じたときは、関係市においてすみやかに補欠選挙を行わなければならない。</u> <u>2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	<u>(組合議員の補充)</u> <u>第8条 組合議員に欠員を生じたときは、関係市において、速やかに、補欠選挙を行わなければならない。</u> <u>2 前項の補欠選挙による組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
<u>(議長及び副議長)</u> <u>第9条 組合議員は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。</u> <u>2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。</u>	<u>(議長及び副議長)</u> <u>第9条 組合議員は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。</u> <u>2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。</u>
<u>第3章 組合の執行機関</u> <u>(管理者及び副管理者)</u> <u>第10条 組合に管理者1人、副管理者3人を置く。</u> <u>2 管理者は、関係市の長が互選して決める。</u> <u>3 副管理者は、関係市の長(管理者である者を除く。)及び管理者の属する市の副市長(当該市の副市長が2名以上置かれる場合にあっては、当該市の副市長のうち管理者が選任する者。)をもって充てる。</u>	<u>第3章 組合の執行機関</u> <u>(管理者及び副管理者)</u> <u>第10条 組合に管理者1人及び副管理者3人以内を置く。</u> <u>2 管理者は、関係市の長が互選により定める。</u> <u>3 副管理者は、関係市の長(管理者である者を除く。)をもって充て、及び管理者の属する市の副市長(当該市の副市長が2名以上置かれる場合にあっては、当該市の副市長のうち管理者が選任する者)をもって充てることができる。</u>

4 管理者は、組合事務を総理し、これを代表する。	4 管理者は、組合の事務を総理し、これを代表する。
5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、または欠けた場合に管理者があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代理する。	5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は欠けたときは、管理者があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代理する。
6 管理者及び副管理者の任期は、当該市の長及び副市長の任期とする。ただし、当該市の長及び副市長の職を失ったときは同時にその職を失う。	6 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長及び副市長の任期とする。ただし、当該関係市の長及び副市長の職を失ったときは、同時に管理者及び副管理者の職を失う。
(会計管理者) 第11条 組合に会計管理者1名を置く。	(会計管理者) 第11条 組合に会計管理者1名を置く。
2 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。	2 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。ただし、管理者が欠けたとき又は管理者の職務を代理する者が置かれたときは、後任の管理者が定まるまでの間、従前の管理者が属していた市の会計管理者がその職務を行う。
3 会計管理者は、組合の出納その他会計事務をつかさどる。	3 会計管理者は、組合の出納その他会計事務をつかさどる。
(監査委員) 第12条 組合に監査委員2名を置く。	(監査委員) 第12条 組合に監査委員2名を置く。
2 監査委員は、管理者が組合議員の中から組合議会の同意を得て選任する。	2 監査委員は、管理者が組合議員の中から組合議会の同意を得て選任する。
3 監査委員の任期は、組合議員の任期とする。	3 監査委員の任期は、組合議員の任期とする。
(職員) 第13条 組合に職員を置き、管理者が任免する。	(職員) 第13条 組合に職員を置き、管理者が任免する。
第4章 組合の経費	第4章 組合の経費
(経費の支弁方法) 第14条 組合の経費は、関係市の分賦金、使用料及びその他収入をもって充てる。	(経費の支弁方法) 第14条 組合の経費は、関係市の分賦金、使用料その他収入をもって充てる。
2 分賦金は、組合議会の議決によって定め、関係市がそれぞれ負担するものとする。	2 前項の関係市の分賦金の割合は、別表に定めるところによる。

3	前項の分賦金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納入しなければならない。	3	分賦金は、管理者の指定する期日までに、会計管理者に納付しなければならない。																		
		別表(第14条関係)																			
		<table><tr><th colspan="2">経費区分</th><th>負担する市名</th><th>負担割合</th></tr><tr><td rowspan="2">議会費 総務費 公債費 予備費</td><td>し尿処理施設に係る経費</td><td>石岡市 小美玉市 かすみ がうら市</td><td>均等割 10% 投入割 90%</td></tr><tr><td>斎場に係る経費</td><td>石岡市 小美玉市 かすみ がうら市</td><td>均等割 10% 人口割 90%(かすみ がうら市の人口割 は、旧千代田町の区域 の人口割とする。)</td></tr><tr><td rowspan="2">衛生費</td><td>組合職員に係る経費 斎場に係る経費のうち火葬場、待合棟及び屋外に係る経費。ただし、火葬場、待合棟及び式場に共通して係る経費は、床面積の比率により按分し、算出した額とする。</td><td>石岡市 小美玉市 かすみ がうら市</td><td>均等割 10% 人口割 90%(かすみ がうら市の人口割 は、旧千代田町の区域 の人口割とする。)</td></tr><tr><td>斎場に係る経費のうち式場に係る経費。ただし、火葬場、待合棟及び式場に共通して係る経費は、床面積の</td><td>石岡市 小美玉市</td><td>均等割 10% 人口割 90%</td></tr></table>		経費区分		負担する市名	負担割合	議会費 総務費 公債費 予備費	し尿処理施設に係る経費	石岡市 小美玉市 かすみ がうら市	均等割 10% 投入割 90%	斎場に係る経費	石岡市 小美玉市 かすみ がうら市	均等割 10% 人口割 90%(かすみ がうら市の人口割 は、旧千代田町の区域 の人口割とする。)	衛生費	組合職員に係る経費 斎場に係る経費のうち火葬場、待合棟及び屋外に係る経費。ただし、火葬場、待合棟及び式場に共通して係る経費は、床面積の比率により按分し、算出した額とする。	石岡市 小美玉市 かすみ がうら市	均等割 10% 人口割 90%(かすみ がうら市の人口割 は、旧千代田町の区域 の人口割とする。)	斎場に係る経費のうち式場に係る経費。ただし、火葬場、待合棟及び式場に共通して係る経費は、床面積の	石岡市 小美玉市	均等割 10% 人口割 90%
経費区分		負担する市名	負担割合																		
議会費 総務費 公債費 予備費	し尿処理施設に係る経費	石岡市 小美玉市 かすみ がうら市	均等割 10% 投入割 90%																		
	斎場に係る経費	石岡市 小美玉市 かすみ がうら市	均等割 10% 人口割 90%(かすみ がうら市の人口割 は、旧千代田町の区域 の人口割とする。)																		
衛生費	組合職員に係る経費 斎場に係る経費のうち火葬場、待合棟及び屋外に係る経費。ただし、火葬場、待合棟及び式場に共通して係る経費は、床面積の比率により按分し、算出した額とする。	石岡市 小美玉市 かすみ がうら市	均等割 10% 人口割 90%(かすみ がうら市の人口割 は、旧千代田町の区域 の人口割とする。)																		
	斎場に係る経費のうち式場に係る経費。ただし、火葬場、待合棟及び式場に共通して係る経費は、床面積の	石岡市 小美玉市	均等割 10% 人口割 90%																		

			<u>比率により按分し、算出した額とする。</u>		
		<u>清掃費</u>	<u>し尿処理施設に係る経費</u>	<u>石岡市</u> <u>小美玉市</u> <u>かすみがうら市</u>	<u>均等割</u> <u>10%</u> <u>投入割</u> <u>90%</u>